



## ～元気に！いきいきと！～

### 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

#### 1. 介護職員特定処遇改善加算

介護職員特定処遇改善加算は、介護職員の賃金向上を目的に、介護報酬を加算して支給する制度です。

令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- ・現行の介護職員処遇改善加算（I）から（III）を算定していること
  - ・上記加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
  - ・上記現行加算に基づく取組について、賃上げ以外の処遇改善の取り組みの「見える化」を行っていること
- ※「見える化要件とは」

2020年度からの算定要件で、介護サービス情報公表制度や自法人のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容を公表していることです。

#### 2. 処遇改善に関する具体的な取り組みについて

賃金以外の処遇改善に関して、以下の取り組みを行っています。

区分	内容	取組
資質の向上 やキャリア アップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている
腰痛を含む 心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	事故・トラブル等その他運営に関する対応マニュアルの作成等の体制の整備を行う。
やりがい・ 働きがいの 構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	朝礼や申し送りでの情報共有、事業所内会議の実施で改善を図っている。